

### 日本の新型インフルエンザ対策の歴史

1997年	新型インフルエンザ対策に関する検討会報告書
2004年	鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議設置 新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会報告書
2005年	新型インフルエンザ対策行動計画作成 厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議設置
2006年	「インフルエンザ(H5N1)に関するガイドラインフェーズ3」 行動計画改訂
2007年	「インフルエンザ(H5N1)に関するガイドラインフェーズ4以降」 行動計画改訂
2008年	厚労省に新型インフルエンザ対策推進室設置 感染症法改正(「新型インフルエンザ」の追加)
2009年	行動計画改訂 新型インフルエンザ対策ガイドライン策定

### 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書

平成22年6月10日

- 新型インフルエンザ発生時の行動計画、ガイドラインは用意されていたが病原性の高い鳥インフルエンザ(H5N1)を念頭に置いたものであったこと
- 行動計画・ガイドラインは、突然大規模な集団発生が起こる状況に対する具体的な提示が乏しかったこと
- 平成21年2月のガイドラインの改訂から間もない時期に発生したことから、検疫の実施体制など、ガイドラインに基づく対策実施方法について、国及び地方自治体において、事前の準備や調整が十分でなかったこと
- パンデミックワクチンの供給については、国内生産体制の強化を始めたばかりであり、一度に大量のワクチンを供給できなかったこと
- 病原性がそれほど高くない新型インフルエンザに対応して臨時にワクチン接種を行う法的枠組みが整備されていなかったこと

### これまでの新型インフルエンザ等対策の取組について

	法律	新型インフルエンザ対策行動計画	新型インフルエンザ対策ガイドライン
平成21年2月		行動計画改定 (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)	ガイドライン策定 (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)
平成21年4月		新型インフルエンザ(A/H1N1)発生	
平成22年6月		新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書	
平成23年3月31日		新型インフルエンザ(A/H1N1)から通常の季節性インフルエンザ対策に移行	
平成23年7月	予防接種法改正 (「感染力は強いが、病原性が高くない新型インフルエンザが発生した場合の臨時の予防接種が可能に」)		
平成23年9月		行動計画改定 (新型インフルエンザ対策関係会議)	
平成24年1月	新型インフルエンザ等対策特別措置法公布		ガイドライン見直し意見書 (新型インフルエンザ専門家会議)
平成24年5月		新型インフルエンザ等対策有識者会議(平成24年8月関係会議決定) 有識者会議中間とりまとめ	
	政省令の制定	行動計画改定	ガイドライン改定

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

(背景)

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。
- 平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験を踏まえ、平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
- 新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性
- 国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれを含み、感染症法、検疫法、予防接種法等を補う(特措法のみで対策を行うわけではない)

新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定

何のためにあるの？

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法

# 新型インフルエンザ“等”とは



## 「新型インフルエンザ等対策」とは

- 日本の「新型インフルエンザ対策」は、感染症の危機管理法として、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)が施行されたことを受け、「新型インフルエンザ等対策」となった。
- 法律用語である「**新型インフルエンザ等**」、「**新型インフルエンザ等感染症**」、「**新型インフルエンザ**」の違いを理解する。

政府行動計画・ガイドラインでは「**新型インフルエンザ**」と記載されている

```

    graph LR
      A[新型インフルエンザ等  
(特措法第2条第1号)] --> B[新型インフルエンザ等感染症  
(感染症法第6条第7項)]
      A --> C[新感染症  
(感染症法第6条第9項)]
      B --> D[新型インフルエンザ  
(感染症法第6条第7項第1号)]
      B --> E[再典型インフルエンザ  
(感染症法第6条第7項第2号)]
      C --> F[全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定  
(感染症法第6条第9項)]
      C --> G[全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定  
(特措法第2条第1項第1号において限定)]
    
```

# 新感染症とは



## 新感染症とは(感染症法第6条第9項)

- 「**人から人に伝染すると認められる疾病**であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が**重篤**であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の**生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある**と認められるもの」
  - 感染性疾患と考えられるが**原因(病原体)**が不明である「未知」の感染症について、(原因が究明されるのを待たずに)迅速に対処をとるべきと考えられるものに対し迅速に措置をとるためのカテゴリー。
  - 通常感染症法は患者から病原体が検出された人に対して措置をとることが前提だが、病原体が不明なので症状等で対象者を特徴付けて「所見がある者」に措置をとるもの。
  - 一類感染症(エボラ出血熱等)と同等の措置を想定。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、さらに、「**全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定**」(特措法第2条第1項第1号において限定)

## 新感染症の例

- SARS (重症急性呼吸器症候群)
  - 中国南部の広東省を起源とした重症な非定型肺炎が世界的規模で集団発生。その後原因が新型のコロナウイルス(SARS-CoV)によるものと判明。2002年11月16日の中国の症例に始まり、台湾の症例を最後に、2003年7月5日にWHOによって終息宣言が出されたが、32の地域と国にわたり8,000人を超える症例が報告された。
  - 2003年3月にWHOは、全世界に向けて異型肺炎の流行に関する注意喚起(Global Alert)を発し、本格的調査を開始。原因不明の重症呼吸器疾患としてsevere acute respiratory syndrome (SARS)と名づけ、「世界規模の健康上の脅威」と位置づけ、異例の旅行勧告も発表。
- 2003年4月、感染症法の「**新感染症**」に指定
  - 病原体判明後6月に「指定感染症」に指定
  - 11月に感染症法改正により「一類感染症」に位置付け(現在は「二類感染症」)

図. SARSコロナウイルスの電子顕微鏡像  
(国立感染症研究所SARS診断グループ提供)  
<http://www.nih.go.jp/ri/inf/jp/sars/microsars0314-sars-0316.html>

# インフルエンザと感染症法









## 何のためにあるの？

### 新型インフルエンザ等 対策特別措置法

みんなで予防！  
インフルエンザ



## 特措法の意義

- 行動計画の**実効性**を高める
- 国家の**危機管理**としての対策実施
  - 新型インフルエンザ等はその他の感染症と異なり、感染力が強く、かつ、病原性が高い場合には、**国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある**との特殊性
  - 感染症法等**既存の法律の足りない部分を補う**ことで対策を強化し、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小にする。
  - **社会的混乱**への対処

## 感染症法・予防接種法の限界

- 感染症法
  - 感染者または汚染された施設等に着目した**医療的・公衆衛生的な感染源対策**を規定
  - 入院措置等では感染が収まらず、疫学的関係性が特定できない状況では、更なるまん延を食い止めることは困難。
- 予防接種法
  - 予防接種法の予防接種は、感染症の発生及びまん延予防という**公衆衛生施策**であると同時に、**感染症に対する免疫が脆弱な者の健康を保護することを目的とするもの**
  - 個人の従事する業務の社会的重要性や国家存立への必要性等については考慮するものではない。

## 特措法による「予防接種(特定接種・住民接種)」と予防接種法による予防接種は目的が異なる。

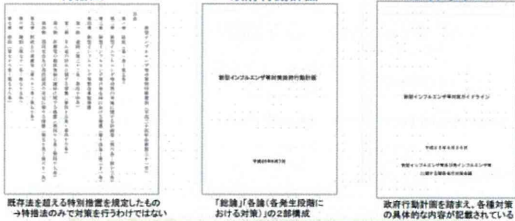
- 予防接種法：
  - 感染症の発生及びまん延予防という**公衆衛生施策**
  - 感染症に体する免疫が脆弱な者の健康を保護することを目的。
  - 個人の従事する業務の社会的重要性や国家存立への必要性等については考慮するものではない。
- 特措法：
  - 国民生活及び国民経済に及ぼす**長期的な影響**を考慮
    - ・ 医師及び社会機能維持に係る事業者を優先(特定接種)
    - ・ 次代の社会を担う次世代を優先的に予防接種する、など(住民接種)

## 【特措法関連】 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ・新感染症)発生時には、**特措法・政府行動計画・ガイドラインに基づき対応**する必要がある。

\*特措法・政府行動計画等は、対策の選択肢を示すものであり、記載された措置等がすべて実施されるわけではないことに留意

これらの概要を理解した上で、対策を立案・実行する必要がある。



内閣官房 新型インフルエンザ等対策のホームページを参照  
<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

## 行動計画と基本的対処方針について

### 行動計画について

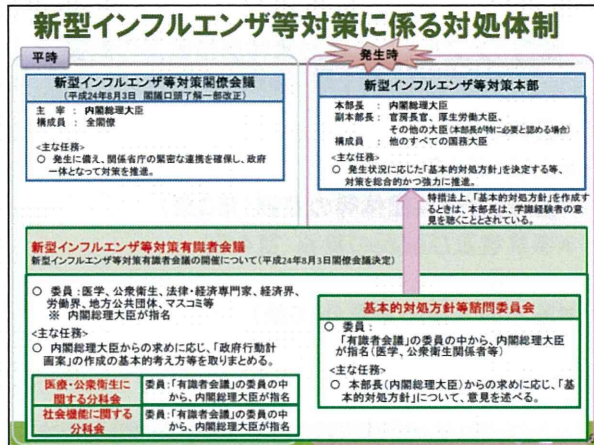
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、**新型インフルエンザ等の発生前(平時)**に、政府、都道府県、市町村が、**新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画**を定めるもの。
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、**病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるように、対策の選択肢を示すもの。**

### 基本的対処方針について

- 新型インフルエンザ等の発生時に、**政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針**を定めるもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、**行動計画等で記載するものの中から、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。**
- 新型インフルエンザ等の発生時、**都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。**
  - 「基本的対処方針」のイメージ(参照)







### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

#### 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 指定行政機関の長の権限の委任(第19条)
- 政府対策本部長の権限(第20条)
  - 政府対策本部長による**総合調整**(助言、要請、あるいは、勧告等)により、双方向の意思表示を経て調整を行う手法\*)が行われることが可能
- 政府対策本部の廃止(第21条)
  - 季節性インフルエンザの病原性の程度に比して概ね同程度以下と判明
  - (免疫の獲得等により)新型インフルエンザ等感染症として認められなくなった
  - 新感染症として認められなくなった

\* 平成7年11月10日参議院災害対策特別委員会政府答弁

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

#### 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 都道府県対策本部の設置及び所掌事務(第22条)、組織(第23条)
- 都道府県対策本部長の権限(第24条)
  - 総合調整
  - 当該都道府県警察・教育委員会に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる
    - ・ 各種犯罪の防止
    - ・ まん延防止のための学校の休業要請等
  - 指定(地方)行政機関の長に対し新型インフル等対策の実施に関し必要な要請をすることができる
  - 私人の団体または個人に対し、その区域に係る新型インフル等対策の実施に関し**必要な協力の要請をすることができる**
    - ・ 広報活動等への協力要請
    - ・ 文化祭等のイベントの延期や施設の使用を極力制限することなど

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

#### 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 都道府県対策本部の廃止(第25条)
- 条例への委任(第26条)
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求(第27条)
  - 労務、施設、設備、物資の確保について
- 特定接種(第28条)
- 停留を行うための施設の使用(第29条)
  - 特定検疫港等を定め、集約化を図る
  - 病院若しくは診療所又は宿泊施設を同意等を得ること無く確保
- 運行の制限の要請等(第30条)

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

#### 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 医療等の実施の要請等(第31条)
  - 医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、都道府県知事は、医療を行うよう**要請又は指示**することができる。
  - 特定接種の実施に関し必要な協力を**要請又は指示**することができる。
  - 帰国者・接触者外来、臨時の医療施設等(法第48条)における医療の提供などを想定

要請：一定の行為について相手方に好意的な処理を期待すること。法的に医療の提供を行うべき立場に立たされるものではなく、**自らの自発的意志によって医療を行うこととなる。**

指示：一定の行為について方針、基準、手続き等を示してそれを実施させること。**法的に当該指示に従う義務が生じる。**

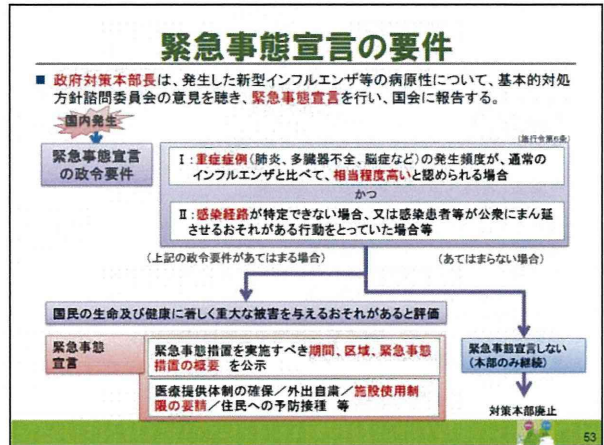
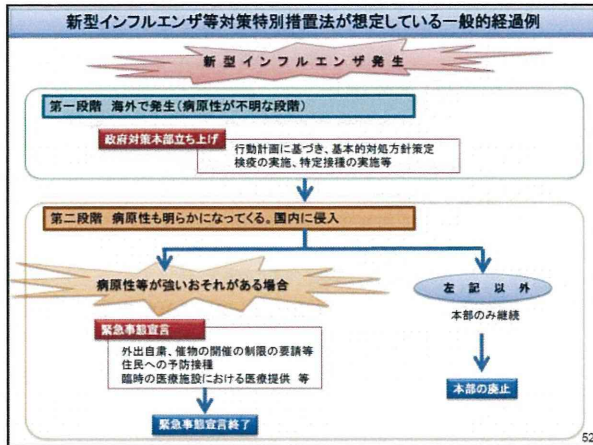
### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

#### 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

##### 第1節 通則

- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言等(第32条)
- 政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示(第33条)
- 市町村対策本部の設置及び所掌事務(第34条)、組織(第35条)、権限(第36条)、準用(第37条)、特定都道府県知事による代行(第38条)、他の地方公共団体の長等に対する応援の要求(第39条)、事務の委託のの特例(第41条)、職員の派遣の要請(第42条)、職員の派遣義務(第43条)、職員の身分取扱い(第44条)





### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

#### 第2節 まん延の防止に関する措置

■ 感染を防止するための協力要請等(第45条)

■ 住民に対する予防接種(第46条)

### 感染拡大防止の協力要請

■ 新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し社会混乱を回避するため、以下のような措置を講ずることとされている。(特措法第45条)

緊急事態措置(特措法第45条)

1 不要不急の外出自粛等の要請(第1項)

○ 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請することができる。

2 学校、興行場等の使用制限等の要請等(第2項、第3項)

○ 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請することができる。

○ 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認められる場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)

○ 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

### 緊急事態措置

#### 感染を防止するための協力要請等(法第45条)

・ 特定都道府県知事は、学校、社会福祉施設、興行場、その他の政令で定める多数の者が利用する施設の管理者等に対し、**当該施設の使用制限・停止等、その他政令で定める措置**を講ずるよう要請することができる。

・ 正当な理由がないのに、要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、**措置を指示**することができる。

・ 特定都道府県知事は、要請又は指示をしたときはその旨(指示内容、施設名等)を**公表しなければならない**

※特定都道府県知事:緊急事態宣言の対象となる区域(市区町村)の属する都道府県知事

※施設使用制限・停止以外の措置(政令第12条)

- 感染の防止のための入場者の整理
- 発熱などの症状がある人の入場禁止
- 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底
- 施設の消毒
- 咳エチケットの徹底
- マスクの着用等の感染防止策の周知 など

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

#### 第3節 医療等の提供体制の確保に関する措置

■ 医療等の確保(第47条)

- 「医療」・・・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性の確保、救急患者等の搬送体制の確保など
- 「医薬品の製造・販売」・・・抗インフル薬、ワクチンの製造販売のための体制整備等
- 「医療機器の製造・販売」・・・人工呼吸器等の確保のための体制整備等を想定。卸の担う医薬品の運送体制も含まれる。

■ 臨時の医療施設等(第48条)

■ 土地等の使用(第49条)

- 臨時の医療施設を開設するための土地、家屋又は物資の使用について規定



### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

#### 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第4節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

- 物資及び資材の供給の要請(第50条)
- 備蓄物資等の供給に関する相互協力(第51条)
- 電気及びガス並びに水の安定的な供給(第52条)
- 運送、通信及び郵便等の確保(第53条)
- 緊急物資の運送等(第54条)
- 物資の売渡しの要請等(第55条)
- 埋葬及び火葬の特例等(第56条)
- 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等(第57条)
- 金銭債務の支払猶予等(第58条)
- 生活関連物資等の価格の安定等(第59条)
- 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資(第60条)
- 通貨及び金融の安定(第61条)

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

#### 第5章 財政上の措置等

- 損失補償等(第62条)
  - 物資の取用や土地の使用を行った場合などの処分についての損失補償や医療等の実施の要請等に基づき医療を行った者に対する**実費弁償**について規定
- 損害補償(第63条)
  - 医療の実施の要請等に基づき医療を行った医療関係者に対する**損害補償**について規定
- 医薬品の譲渡等の特例(第64条)
  - 予防投与等が保有する抗インフルエンザウイルス薬の供給時等

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

#### 第5章 財政上の措置等

- 新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁(第65条)
- 特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁(第66条)
- 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁(第67条)
- 特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁(第68条)
- 国等の負担(第69条)
- 新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置(第70条)

## 新型インフルエンザ等対策 政府行動計画

みんなで予防!  
インフルエンザ

### 新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

対策の目的及び基本的な戦略	対策実施上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。</li> <li>○ 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。</li> <li>※ 社会状況に応じて臨機応変に対応する。</li> <li>※ 医療機関等現場が働きやすくなるよう配慮。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的な人権の尊重</li> <li>○ 危機管理としての特措法の性格</li> <li>○ 関係機関相互の連携協力の確保</li> <li>○ 記録の作成・保存</li> </ul>

**対策の効果 概念図**

参考：流行規模・被害想定  
 ○ 発病率：全人口の約23%  
 ○ 医療機関受診患者数：1,000万人～2,500万人  
 ○ 死亡者数：17万人～64万人  
 ○ 従事者の欠勤数：大40%程度  
 (ピーク時の推定値)

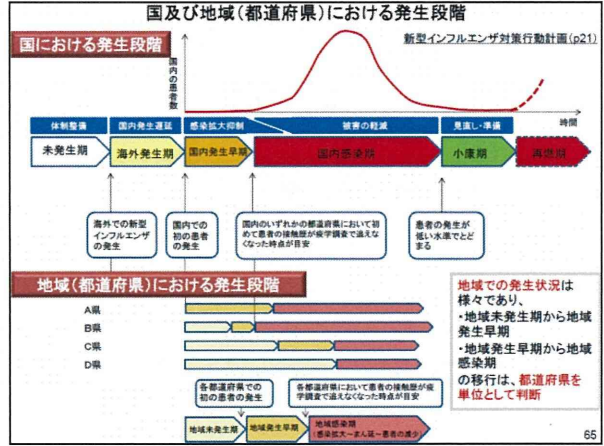
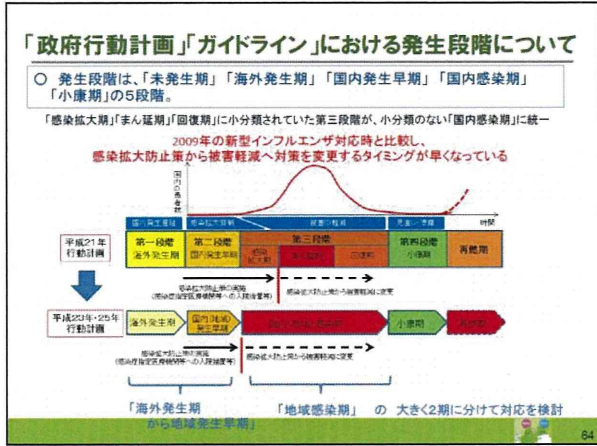
※上記の推計には、株インフルエンザウイルス感染による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制等を一切考慮していない。

### 行動計画の変更点 (平成21年と平成23年・25年の比較)

平成23年に改定されたこと	平成25年に改定されたこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施策を柔軟に選択 病源性・感染力の程度に応じて対策が決定可能に</li> <li>■ 発生段階の変更 「感染拡大期」「まん延期」「回復期」 →「国内感染期」に</li> <li>■ 地域の発生状況を考慮 都道府県レベルで発生段階が決定可能に</li> <li>■ 名称の変更 「発熱外来/発熱相談センター」 →「帰国者・接触者相談センター」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行動計画の位置づけ変更 行動計画 →法に基づく「政府行動計画」に</li> <li>■ 対象となる疾病拡大 「新型インフルエンザ」 →「新型インフルエンザ等」</li> <li>■ 予防接種に新たな法的枠組み 「特定接種」「住民接種」を設定</li> <li>■ 医療に関する新たな法的枠組み 「臨時の医療施設」「医療関係者に対する要請・指示・補償」が法律事項に</li> </ul>

新型インフルエンザ等発生に備えて医療機関に求められること  
 -最新ガイドラインに準じ新型インフルエンザ等対策一より





### 政府行動計画のポイント

○ 特措法に基づく行動計画。  
○ 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。

1. 新型インフルエンザ等に対する体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の行動計画（平成23年新型インフルエンザ対策会議決定）と変更点</li> <li>指定（地方）公共機関の役割等を新たに規定</li> <li>基本的対応方針等諮問委員会等の位置づけを新たに規定</li> <li>新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定</li> </ul>
2. まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定化された不要不急の外出の自粛の要請等について規定</li> <li>法定化された施設の使用制限の要請等について規定</li> </ul>
3. 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定化された特定接種の対象となり得る薬種等を新たに明らかにした</li> <li>住民接種の接種順位の基本的考え方を規定</li> </ul>
4. 新感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画の対象を新感染症に拡大</li> </ul>
5. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的人權の尊重について記載を充実</li> <li>記録の保存について新たに規定</li> </ul>

### 発生段階ごとの対策の概要

発生段階	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策方針	国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備	流行のピークを遅らせるための感 染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備	対策の主眼を早期の積極的な感染 拡大防止から被害軽減に変更 必要ならライフライン等の事業活動を継 続	第二波に備えた第一波 の対応 医療体制、社会経済活 動の確保
体制整備	国、地方公共団体、指定公共機関等と連携した体制強化	・対策本部の設置（政府・都道府県） ・国発の府発に必要に応じて、関係機 関との連携 ・基本的対応方針の決定	・国内発生に即ち必要に応じて政府 発の府発の決定 ・必要に応じて緊急事態宣言（市町村対策本部の設置）	・基本的対応方針の変更 ・対策の見直し
サーベイランス	発生段階に応じたサーベイランスの実施	・国際的な連携による情報収集 ・国内発生に備えたサーベイランス 体制の強化 ・患者の臨床情報把握	・新型インフルエンザ等患者の全数 把握 ・患者の臨床情報把握	・入院患者、死亡者の発生動向を調 査、重症化の状況把握 ・集団発生（患者の増加に伴い 全数把握は中止）
情報提供	一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 ・海外での発生状況情報提供	・地方公共団体との情報共有の強 化、国民への情報発信の強化 ・コールセンター等の充実・強化	同左	・情報提供のあり方の見直し ・コールセンター等に寄せ られた問い合わせのとり まとめ

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

発生段階	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策方針	国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備	流行のピークを遅らせるための感 染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備	初期の積極的な感染対策から被害軽 減に変更 必要ならライフライン等の事業活動を継 続	第二波に備えた住民に対 する予防接種の継続
まん延防止	・水際対策の開始 ・ワクチンの確保 ・特定接種の準備・開始	・住民接種の準備・開始 ・住民等に対する手洗い、咳エチケット の徹底 ・住民接種の継続 ・不要不急の外出の自粛要請 ・学校等の施設の使用制限等 ・必要に応じて、医療体制の強化 が速くなる特設な措置	・住民等に対する手洗い、咳エチケット の徹底 ・住民接種の継続 ・不要不急の外出の自粛要請 ・学校等の施設の使用制限等 ・必要に応じて、医療体制の強化 が速くなる特設な措置	・第二波に備えた住民に対 する予防接種の継続
医療	・国内発生に備えた医療体制整備 ・「帰国者接触者外来」の設置	・専用外来における医療提供の継続 ・必要に応じて一般医療機関における 診療の開始 ・「治療」に関する情報等の医療機 関への提供 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な 高度医療	・ワクチンによる処方せん送付 ・罹患している抗インフルエンザ薬の 使用 ・医療従事者に対する従事要請及び補 償 ・臨時の医療施設の設定	・抗インフルエンザウ イルス薬の確保
経済生活への影響	・指定公共機関等の事業継続に向け た連携 ・職場における感染対策の準備	・消費者としての適切な行動の呼びか け、事業者に対する要請 ・特定必要となる物資の確保 ・特定必要となる物資の確保のため の必要な物資の確保 ・緊急物資の確保 ・生活必需品等の価格の安定	・消費者としての適切な行動の呼びか け、事業者に対する要請 ・特定必要となる物資の確保 ・特定必要となる物資の確保のため の必要な物資の確保 ・緊急物資の確保 ・生活必需品等の価格の安定 ・権利利益の保全	・新型インフルエンザ等 発生に関する動向 ・必要に応じて、医療体制の強化 が速くなる特設な措置

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。  
\* 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置  
未発生期（事前の準備）

行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等）/ 訓練の実施 / 感染症や公衆衛生に関する情報提供  
/ ワクチンの研究開発 / ワクチンの確保 / ワクチンの接種体制の整備 / 抗インフルエンザウイルス薬の確保 / 地域医療体制の整備

### 新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

○ 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。  
○ 本ガイドラインの周知・普及により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

- サーベイランス・情報収集、情報提供・共有**
  1. **サーベイランスに関するガイドライン（新規）**  
平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行う体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元を活用し、
  2. **情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン**  
国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止し、情報提供体制を整備。
- 予防・まん延防止**
  3. **水際対策に関するガイドライン**  
国内でのまん延を遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。
  4. **まん延防止に関するガイドライン**  
流行のピークを遅らせるため、またそのピーク時の患者数を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。  
ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。
- 医療**
  6. **医療体制に関するガイドライン**  
医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。
  7. **抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン**  
抗インフルエンザウイルス薬を確保し、高度医療を確保するとともに、医療機関における適切な処方方法を周知。
- 国民生活及び国民経済の安定の確保**
  8. **事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン**  
事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。
  9. **個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策に関するガイドライン**  
個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を普及。
  10. **埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン**  
死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

参考：『新型インフルエンザ等の基礎知識』